

再エネ条例の手引き

令和4年6月1日（第2版）

磐田市環境課

自治会長の皆さまへ

1 条例の概要

自然環境や生活環境の保全に影響のない、地域と調和した再生可能エネルギー発電事業を実施するためには、地域に受け入れられることが前提となります。このことから磐田市では、令和2年3月に「磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（以下、「再エネ条例」という。）を制定しました。

本条例は事業者と地元自治会などの対話を促すとともに、地域と調和した再生可能エネルギー発電事業に関する合意形成を確認するため、協定の締結を定めています。

【概要】

本条例では、一定規模以上の発電事業を行う事業者に対し、地元自治会や近隣関係者への発電事業の計画の説明と、地元自治会との協定の締結を求めています。これにより地域の方々が、事前に事業内容を把握し、不明な点や不安な点を解消することで、事業者と周辺の住民が良好な関係を築くことができます。

- 1 目的 環境の保全と地球温暖化対策の推進
- 2 対象 (1) 太陽光発電 事業区域：1,000 m²以上
(2) 風力発電 発電出力：100 kW以上
- 3 対象範囲 事業区域の境界線から 600m以内の区域を含む自治会
- 4 締結事項 再生可能エネルギー発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定
- 5 備考 協定の締結に向けた協議は、発電事業の是非を問うものではありません

II 太陽光発電事業を行う事業者は、以下の流れで手続きを進めています

1 土地利用申請に関する手続き [磐田市都市計画課]

磐田市では、一定規模以上の土地の利用にあたり、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止や、良好な自然及び生活環境の確保を図り、市の均衡ある発展に資することを目的として、土地利用事業に関し必要な事項を定め、適正な施行をしていただくよう事業者（申請者）に指導しています。

	事業者が行う手続き（参考）	自治会長にお願いすること
対象	1,000 ㎡を超える土地で太陽光発電事業を行う事業者	事業用地のある自治会の自治会長
概要	<p>ア 承認申請（自治会の承諾書が必要）</p> <p>イ その他事業承認申請に必要な書類等（詳細は磐田市都市計画課へ）</p> <p>営農型の場合には、この手続きを必要としない場合があります。</p>	<p>事業内容と土地利用申請実施の承諾</p> <p>事業者が自治会長に事業内容の説明を行います。事業内容について不明な点や、施行について疑問に感じることが事前に聴くことができます。承諾書に署名捺印をお願いします。（承諾書の書類は事業者が用意します。）</p> <p>※ 本条例の協定締結とは異なります。</p>

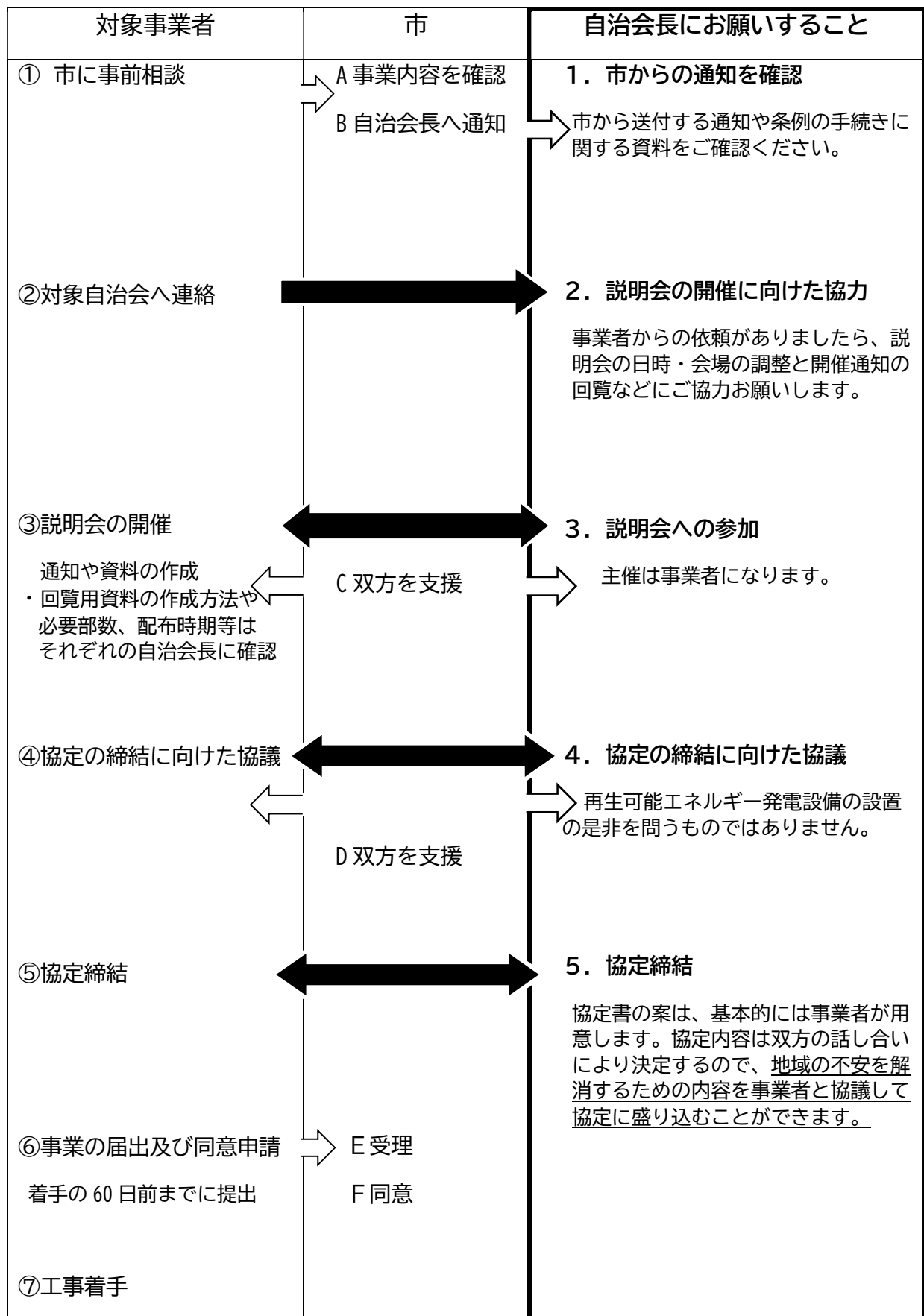
※ 発電事業者に対しては、土地利用申請に関する手続きが終了した後、本条例に関する手続きを実施するようお願いしています。

事業者は土地利用申請を提出すると、磐田市から排水路の整備や地盤の安定、がけ面の保護等の技術的な指導があり、完了したときに市の検査を受けます。

自治会のメリットとしては、専門的な技術指導を市が実施する、事前に内容を把握できる等が挙げられます。

【土地利用申請に関するお問い合わせ 磐田市都市計画課 電話 0538-37-4935】

2 再エネ条例に関する手続き [磐田市環境課]



1 市からの通知を確認

事業用地から半径600mの範囲までを「地元自治会」として、磐田市環境課から自治会長に発電事業者名および事業予定地に関する通知及び資料を送ります。

2 説明会の開催に向けた協力

事業者から自治会長へ説明会の開催に向けた連絡があります。自治会内の住民を対象とするため、日時や会場の調整と回覧等の周知にご協力願います。

3 説明会への参加

事業者から発電事業について説明があります。事業内容についてご不明な点や住民の意見を伝える場としてご活用ください。

4 協定の締結に向けた協議

協定書の案は、基本的に事業者が作成します。自治会からの要望事項を伝えるだけでなく、自治会及び事業者の両者が合意できるよう十分に協議を行ってください。内容は、再生可能エネルギー発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関するものに限りません。再生可能エネルギー発電事業の是非を問うものではありません。

5 協定締結

自治会と発電事業者の間で約束した内容を明確にするため、協定書を作成し締結します。これにより、締結した内容について事業者に対応を
求めることが可能になります。

ご不明な点は磐田市環境課までご連絡願います。

電話 0538-37-4874

III 説明会開催時の留意点

説明会は発電事業の内容（場所や設備の詳細）に加え、その事業がもたらす効果や影響についての説明も重要になります。事業者による説明が不足する場合は、以下の例を参考に事業者へ確認するのも1つの方法です。

【発電施設の設計に関すること】

- ・ 太陽光パネルの反射光による周辺への影響について
- ・ 音や振動を発生させる機器の周辺住宅への影響について
- ・ 第三者の侵入を防ぐための柵の設置について
- ・ 工事及び事業実施のため、森林等の伐採について
- ・ 雨水の経路について

【維持管理に関すること】

- ・ 事業区域内の除草及び側溝や調整池等の定期的な管理計画について
- ・ 事業区域全体の維持管理を行う者について

【防災に関すること】

- ・ 災害で発電施設が起因となる損害が生じたときの対応について
- ・ 災害時の状況確認や復旧等の対応について
- ・ 傾斜地の対策について

【その他】

- ・ 工事期間中の周辺の交通規制について
- ・ 事業用地の所有者について
- ・ 発電設備の所有者について
- ・ 発電事業終了後の撤去について
- ・ 事業者に変更がある場合や事業の譲渡等の可能性について

IV 自治会長の手続きに関する Q & A

Q 1 発電事業に関する技術的な事が分からないので、太陽光発電の構造や設置について不安がありますが、磐田市からの指導はありますか？

A 1 事業者は必要に応じて、「磐田市土地利用事業に関する指導要綱」に基づいた土地利用申請の手続きを行います。その際、磐田市都市計画課から排水施設の計画や緑地の確保、地盤の安定やがけ面の保護などの技術的な指導があり、完了したときには市の検査を受けることになっています。（3 ページ参照）

Q 2 事業者との協定締結における留意点は？

A 2 事業者には、再生可能エネルギー発電事業に限らず事業を行う権利があります。

協定に関する協議は、発電事業そのものの是非を話し合うのではなく、設置、運用、管理、撤去などについて、自治会と事業者の双方が合意した内容を明確する必要があります。自治会と事業者とで十分に協議し、疑問点を明らかにしておくことが大切です。

Q 3 協定を締結するメリットは？

A 3 地元自治会と事業者の双方において、起こりうる事態を想定し解決するためのルールを事前に決めておくことで、将来の不安を軽減することができます。事業者にとっては再生可能エネルギー発電の施設は常に社員が常駐する工場や事務所とは異なるため、地域の合意を得ていることが安心につながります。

Q 4 締結した協定内容を事業者が順守していない場合は、どうしたらよいですか？

A 4 基本的に発電事業の事業担当者へ連絡して解決を図っていただくこととなります。連絡が取れない場合や解決が難しい場合は磐田市環境課（電話 0538-37-4874）へご相談ください。

協定書の参考例です。《 》内は、該当事項を記載してください。
協定内容は、自治会と事業者の協議により、必要な項目を追加するなどして作成してください。

再生可能エネルギー発電事業に関する協定書（参考例）

《自治会名》自治会（以下「甲」という。）と《事業者名称》（以下「乙」という。）は、乙が実施する《太陽光/風力》発電設備の設置と運営事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施する。

事業の種類： 《太陽光/風力》発電事業

事業区域： 《〇〇ほか〇〇筆》

事業面積： 《〇〇平方メートル》

発電出力： 《〇〇kW》

協定期間： 《〇》年《〇》月《〇》日（協定締結日）から事業終了後乙の撤退まで

（基本姿勢）

第2条 甲は、自治会の区域に居住する者（以下「住民」という。）の生活環境及び周辺の自然環境の保全を図るため、乙に対し必要な協議を行うことができるものとする。

2 乙は、本事業の適正な維持管理と円滑な推進を図るとともに、事業区域における住民の生活環境及び地域の自然環境の保全に努めるものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 乙は、本事業の実施に伴い甲と互いに綿密な連絡調整を図りつつ、乙の事業が前条に沿って円滑かつ適切に実施されるように努めなければならない。

（事業区域の管理）

第4条 乙は本事業に伴う汚水、雨水、泥水、雑草繁茂および騒音等の処理について、事業区域の隣接地およびその他への影響を与えることが無いように努めなければならない。

（相談対応）

第5条 乙は、住民等から本事業活動に伴う相談を受けた場合は誠意をもって対応し、必要に応じて甲に報告するものとする。

(災害等発生 of 措置)

第6条 乙は、災害等の発生 of 恐れや災害等が発生した場合は、乙の責任において速やかに甲と協議し必要な措置を講じなければならない。

(補償 of 責任)

第7条 乙は、本事業活動により住民の生活環境に係る被害が生じた場合は、その損害の金額を保証する。

2 被害対象については、甲乙協議するものとする。

(承継等 of 制限)

第8条 乙は、事業 of 全部若しくは一部を第三者に譲渡または貸付する場合には、あらかじめ甲に周知するとともに承継先に対し本協定と同一内容で協定を締結するものとする。

(事業 of 廃止)

第9条 乙は、本事業を終了しようとするときは、事前に事業 of 終了の日、終了の方法その他の詳細について甲に通知するものとする。

(事業 of 撤退)

第10条 乙が本事業を終了する場合は、速やかに発電設備を含む施設等を解体及び撤去し、土地所有者等と協議の上、早期 of 緑化 of 実施に努め可能な限り原状回復を図るものとする。

(疑義等 of 処理)

第11条 本協定に定める事項について疑義または変更する必要が生じた場合は、若しくは定めのない事項について新たに定める必要が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。

本協定 of 成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙において記名押印 of うえ各1通を所有する。

《 》年《 》月《 》日

「甲」 自治会名 《 》自治会
自治会長名 《会長氏名》 ㊟

「乙」 本社所在地 《事業者名称》
事業者名 《 》
代表者氏名 《代表者氏名》 ㊟